

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 10 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700098号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700098号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が、昭和55年8月31日となっている。しかし、私は、同年8月31日まで臨時職員として在籍していたため、資格喪失日は同年9月1日となるはずである。調査の上、昭和55年9月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和55年8月31日まで臨時職員として在籍していたと主張している。

しかしながら、請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和55年8月30日となっており、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求者と同様に、A社において臨時職員であった者で、健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和55年8月31日となっていることが確認できる者(5名)は、全員が当該喪失年月日と雇用保険の離職年月日が符合している上、請求者の同社の被保険者期間において被保険者記録のある複数の者に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社は、請求者の請求期間における在籍及び保険料控除について、当時の資料を保管していないため不明であると回答している上、請求者は、請求期間における給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。